

平成20年9月

志摩市総務部 契約課

単品スライド条項の運用基準制定について（お知らせ）

みだしのことについて、工事請負契約約款第25条第5項の運用基準について、別添のとおり定めましたので、お知らせします。

1. 単品スライド条項とは

「特別な要因により工期内に主要な工事材料の日本国内における価格に著しい変更が生じ、請負代金額が不相当となった場合に、請負代金額の変更を請求することができる。」というものであり、工事請負契約約款第25条第5項に規定されています。

2. 単品スライド条項の概要

1) 単品スライドの対象となる「主要な工事材料」と対象工事

【主要な工事材料】

今回の単品スライド条項の対象となるのは、「鋼材類（H型鋼、鉄筋等）」及び「燃料油（ガソリン、軽油、重油等）」に分類される材料です。

【対象工事】

単品スライド条項の適用対象となる工事は、以下に示す工事となります。

運用基準が施行された時点で施工中の工事

運用基準施行後に発注された工事

「鋼材類」、「燃料油」に該当する各対象材料を設計時と実際の搬入時・購入時における実勢価格を用いて計算した金額の差が、各「**主要な工事材料**」について**請負代金額の1%以上変動する工事**

「鋼材類」、「燃料油」それぞれについて、スライド対象であるか判定します。

実勢価格は「三重県設計単価表」の掲載単価、掲載のないものは「物価資料」掲載単価による。

2) スライド条項の適用手続き

申請時期、契約変更の時期

原則として工期末の2か月前までに請求 工期末に変更契約

当面の経過措置として、工期末が平成20年12月20日以前である工事についての適用申請は、当該工事の工期满了日、かつ同年10月20日までとします。

証明書類の提出

受注者は、各対象材料を実際に購入した際の価格（数量及び単価）、購入先、当該対象材料の搬入等の時期を証明する書類を提出する必要があります。（提出を求めるのは「鋼材類」のみ）

3) スライド額の計算で用いる単価

〔鋼材類〕 変動前：設計時における実勢価格

変動後：受注者が現場に搬入した月の実勢価格（注1）

（注1）工期内に分割して搬入した場合は、月ごとの搬入数量で加重平均して実勢価格とします。

〔燃料油〕 変動前：設計時における実勢価格

変動後：工期内の実勢価格（注2）

（注2）工期内において単価改定があった場合、適用日数で加重平均して実勢価格とします。

4) スライド額の計算

【鋼材類】 + 【燃料油】 - スライド対象となる請負代金額の1%相当額

【鋼材類】・・・{搬入月の実勢価格 - 設計時の実勢価格} × 対象数量

【燃料油】・・・{工期内の実勢価格 - 設計時の実勢価格} × 対象数量

スライド条項の適用は、【鋼材類】、【燃料油】それぞれで請負代金額の1%相当額を超えるかどうかにより決定します。

受注者が実際に購入した際の鋼材類の購入代金合計額の方が実勢価格で算定した額よりも低い場合は、実際の購入代金を用いて計算します。

5) その他

本条項適用日で既に工期が終了している工事、部分引渡しをした工事部分、部分払いの対象となった出来形部分等には単品スライド条項を適用できません。ただし、本運用基準適用後、出来高部分を単品スライドの対象とする旨の通知を行った場合は適用可とします。

本条項は平成20年9月1日施行とします。